

改正

平成30年3月30日規則第46号

那須烏山市民駐車場設置、管理及び使用料条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那須烏山市民駐車場設置、管理及び使用料条例（平成22年3月那須烏山市条例第7号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成30年規則46号〕

(駐車場に駐車することができる自動車)

第2条 条例第4条の道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する自動車のうち規則で定めるものは、同法の普通自動車及び普通自動車以外の自動車であつて市長が特に認めるものとする。

(長期使用の届出)

第3条 市民駐車場を使用する自動車等の使用者は、必要により7日を超えて無料駐車場及び駐輪場を使用しようとするときは、あらかじめ市民駐車場長期使用届（別記様式第1号）により市長に届け出なければならない。

(駐車の拒否及び退去の命令)

第4条 市長は、条例第7条第2項の規定により駐車を拒み、又は退去を命ずるときは、市民駐車場駐車拒否通知書（市民駐車場退去命令書）（別記様式第2号）により行うものとする。

(有料駐車場を使用することができる者の範囲)

第5条 条例第8条第1項の規定により有料駐車場を使用することができる者の範囲は、次のとおりとする。

(1) 烏山中央公園前月極有料駐車場

ア 駐車場に近接する事務所、事業所等に通勤する者

イ アに掲げるもののほか、有料駐車場の駐車可能台数の範囲内で市長が適当と認める者

(2) 烏山駅前月極有料駐車場 JR烏山線を利用し通勤し、又は通学する者

(使用の申請)

第6条 条例第8条第1項の規定により有料駐車場の使用の許可を受けようとする者は、有料駐車場使用許可申請書（別記様式第3号）により次に掲げる書類を添付の上市長に申請しなければならない。当該有料駐車場の使用の許可を更新する場合も、同様とする。

(1) 有料駐車場を使用する者の免許証の写し

(2) 自動車の自動車検査証の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、有料駐車場を使用する年度の開始前2箇月以内において市長の定める期間内に受け付けるものとする。ただし、当該期間内に受理した申請を許可した後において、なお駐車可能な駐車区画があるときは、当該期間以後も随時に申請を受け付けることができる。

(使用の許可)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、有料駐車場使用許可証（別記様式第4号）及び駐車承認票（別記様式第5号）を当該申請

のあった者に交付するものとする。

(駐車可能台数を超える場合の使用の許可の決定方法)

第8条 前条の場合において、第6条第1項の規定による申請（同条第2項本文の期間内に行われるものに限る。）をした者のうち前条の規定により使用を適当と認める者の数が有料駐車場の駐車可能な駐車区画を超える場合の許可の優先順位は、次のとおりとする。

(1) 有料駐車場の使用を更新する者

(2) 第5条に規定する有料駐車場を使用することができる者の範囲の順

2 前項の場合において同順位の者が2人以上あるときは、申請受付順、抽選その他市長が定める方法のうちからその都度決定した方法によるものとする。

(使用補欠者)

第9条 市長は、前2条の規定により有料駐車場の使用を許可する者を決定する場合においては、当該許可する者のほか、補欠として使用順位を定めて必要と認める数の使用補欠者を定めることができる。

2 市長は、使用の解約その他の事由により有料駐車場に駐車可能な駐車区画が生じたときは、前項の使用補欠者のうちから使用順位に従い次の有料駐車場の使用を許可する者を決定することができる。

(使用場所の限定)

第10条 前3条の規定により有料駐車場の使用の許可を受けた者（以下「有料駐車場使用者」という。）は、市長が指定する駐車区画に自動車を駐車しなければならない。

(駐車承認票の掲示)

第11条 有料駐車場使用者は、自動車を駐車するときは、駐車承認票を自動車内前面の外から見えやすい場所に掲示しなければならない。

(使用の許可に係る事項の変更)

第12条 有料駐車場使用者は、条例第8条第1項の規定により有料駐車場の使用の許可に係る事項の変更の許可を受けようとするときは、有料駐車場使用許可変更申請書（別記様式第6号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、有料駐車場使用許可変更承認書（別記様式第7号）を当該申請のあった有料駐車場使用者に交付するものとする。

(解約の申出)

第13条 有料駐車場使用者は、有料駐車場の使用を解約しようとするときは、有料駐車場使用解約届（別記様式第8号）により市長に届け出なければならない。

(使用の許可の取消し等)

第14条 市長は、条例第10条第1項の規定により有料駐車場の使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すときは、有料駐車場使用許可取消し（使用許可条件変更・使用停止）通知書（別記様式第9号）により有料駐車場使用者に通知するものとする。

(使用料の納入方法)

第15条 有料駐車場使用者は、次に定めるところにより使用料を納入しなければならない。

(1) 烏山中央公園前月極有料駐車場 当月分の使用料を市長が指定する期日までに納入通知書又は口座振替により納入する。

(2) 烏山駅前月極有料駐車場 使用する月分から当該年度の3月分までの使用料を市長が指定する期日までに納入通知書により納入する。

(使用料の減免)

第16条 条例第11条第2項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる事由は、次のとおりとする。

(1) 国又は地方公共団体が公務のために使用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が使用料を減額し、又は免除する必要があると認めるとき。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、有料駐車場使用料減免申請書（別記様式第10号）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、これを審査し、相当と認めたときは、有料駐車場使用料減免決定通知書（別記様式第11号）により当該申請のあった者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第17条 条例第11条第3項ただし書の規定により使用料を還付することができる事由及びその還付する額は、次のとおりとする。

(1) 有料駐車場使用者が有料駐車場の使用を開始する日前にその使用を解約するとき 既に納入した使用料の全額

(2) 有料駐車場使用者が使用料を納入した後にその使用を解約するとき 使用できなかった月数によって月割計算した使用料

(3) 有料駐車場の管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき 使用することができない日数によって日割計算した使用料

(4) 有料駐車場使用者の責めに帰することができない理由により、有料駐車場を使用することができないとき 使用することができない日数によって日割計算した使用料

2 前項の規定による還付を受けようとする者は、有料駐車場使用料還付請求書（別記様式第12号）により市長に請求しなければならない。

(自動車等の引取りの請求)

第18条 条例第12条第1項及び第2項の規定による書面による請求は、自動車等引取請求書（別記様式第13号）により行うものとする。

(自動車等の移動)

第19条 条例第14条第1項の規定による書面による通知は、自動車等移動通知書（別記様式第14号）により行うものとする。

(自動車等の引取りの催告)

第20条 条例第14条第2項の規定による書面による催告は、自動車等引取催告書（別記様式第15号）により行うものとする。

(自動車等の売却の手続)

第21条 条例第15条第1項の規定による自動車等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約により売却することができる。

(1) 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある自動車等

(2) 競争入札に付しても入札者がいない自動車等

(3) 前2号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でないと認められる自動車等

(自動車等の処分の通知)

第22条 市長は、条例第15条第1項及び第2項の規定により自動車等を処分したときは、自動車等処分済通知書（別記様式第16号）により当該自動車等の使用者及び所有者に通知するものとする。

（自動車等の引取りの手續）

第23条 市長は、自動車等の引取りの請求及び催告をしている当該自動車等の使用者及び所有者又は当該自動車等を引き取るに足りる権原を有する者から当該自動車等の引取りの申し出があったときは、当該引取りを受ける者にその住所及び氏名を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該自動車等の使用者及び所有者又は当該自動車等を引き取るに足りる権原を有する者であることを証明させ、自動車等受領書（別記様式第17号）と引き換えに当該自動車等を返還するものとする。

（費用の請求）

第24条 条例第16条の規定による費用の請求は、自動車等処理費用請求書（別記様式第18号）により行うものとする。

（その他）

第25条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前になされた有料駐車場の使用に係る処分、手續その他の行為については、この規則の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

附 則（平成30年3月30日規則第46号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成された様式及びこれらに準ずると市長が認める様式で現に残存するものについては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。